

第1章 四国厚生支局の概要

1 基本理念・行動指針

平成25年4月改定

基本理念

四国厚生支局は、国民一人一人が、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命としています。

行動指針

I 国民目線に立った行政運営

国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行します。

II 公平公正な制度運営

常に高い倫理観と強い責任感を持ち、法令を遵守し、公平公正に制度を運営します。

III 広報広聴の推進

国民に対し分かりやすい情報提供を行うとともに、広く情報を収集・分析し、必要な業務の改善に繋げ、国民との信頼関係の構築を目指します。

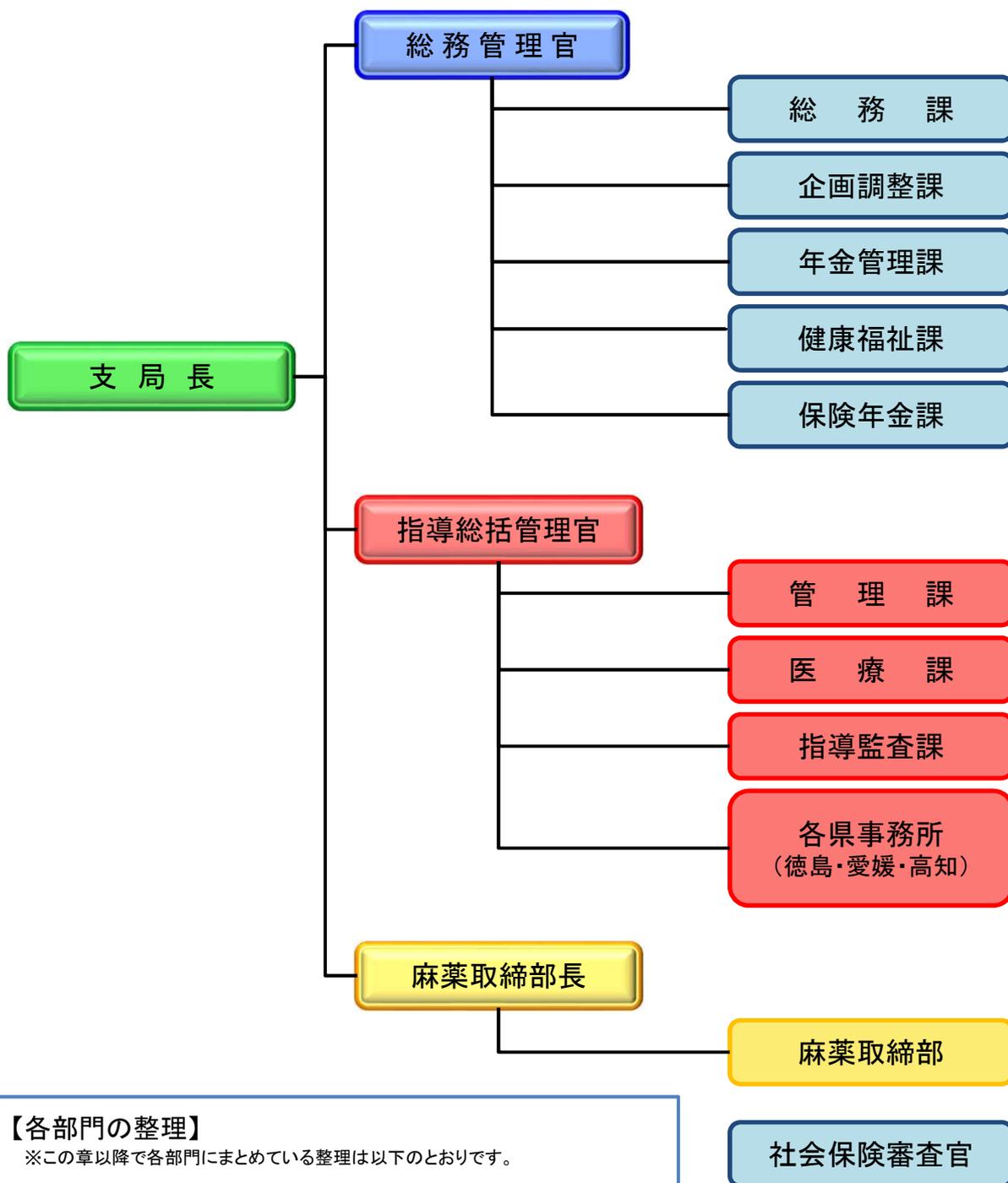
IV 業務改善・効率化

職員一人一人がたゆまぬ意識改革を行い、業務の改善と効率化に向けて取り組みます。

V 明るい職場づくりを通じた行政サービスの一層の向上

職員相互に尊重・協力し合う明るい職場づくりを進め、行政サービスの一層の向上を図ります。

2 組織



【各部門の整理】

※この章以降で各部門にまとめている整理は以下のとおりです。

- 健康福祉・年金等部門・・・総務課、企画調整課、年金管理課、健康福祉課、保険年金課、社会保険審査官
- 医療指導部門・・・管理課、医療課、指導監査課、各県事務所(徳島・愛媛・高知)
- 麻薬取締部門・・・麻薬取締部

3 主な業務

〔総務課〕

- 支局の総務、会計等
- 支局職員の人事、給与、研修、福利厚生等
- 国家試験の実施
- 支局が保有する行政文書の情報公開等
- 中小企業等共同組合の設立認可等
- 支局所管の国有財産の管理

〔企画調整課〕

- 支局の所掌事務に関する総合的な企画・立案及び調整
- 四国地方社会保険医療協議会の運営

〔年金管理課〕

- 日本年金機構が行う各種業務の認可等
 - ☆徴収職員・収納職員
 - ☆滞納処分
 - ☆立入検査等
 - ☆受給権者及び被保険者調査
- 日本年金機構が行う保険料等の収納事務の確認
- 国民年金等事務取扱交付金等の審査
- 厚生年金保険料等の納付猶予の許可
- 社会保険労務士に関する業務
- 年金委員に関する業務
- 学生納付特例事務法人の指定

〔健康福祉課〕

- 各種養成施設等の指定及び監督
- 保健衛生、福祉関係の補助金の執行
- 医療安全の普及・啓発
- 民生委員等の委嘱事務

〔保険年金課〕

- 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金の認可等及び指導監督
- 確定拠出年金（事業主関係）、確定給付企業年金の承認等及び指導監督
- 全国健康保険協会支部の認可及び指導監督

〔管理課〕

- 医療サービスの指導監督の総合調整及び情報管理
- 医療法人の定款変更許可等の指導監督（2以上の都道府県において病院・診療所又は介護老人保健施設を開設するもの）
- 国民健康保険の保険者、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険団体連合会の指導
- 社会保険診療報酬支払基金支部の監督

〔医療課〕

- 特定機能病院の立入検査（人員、構造設備、医療安全等）
- 国の開設する病院等の監督（開設承認、開設承認事項の変更及び構造設備の使用承認等）
- 支局事務所等が行う指導監督に関する事務の指導監督
- 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督

〔指導監査課（香川県）〕

〔各県事務所（徳島県、愛媛県、高知県）〕

- 所在県内の健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の療養に関する指導監督
- 所在県内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督、施設基準等の申請、届出事務
- 所在県内の柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いに関する登録・承諾等
- 所在県に設置される四国地方社会保険医療協議会の部会の運営

〔麻薬取締部〕

- 規制薬物捜査
- 医療麻薬の監督、指導
- 啓発活動・再乱用防止活動

〔社会保険審査官〕

- 日本年金機構理事長が行った年金や健康保険の資格の処分決定に対する審査請求の対応
- 厚生労働大臣が行った年金の給付の処分決定に対する審査請求の対応
- 全国健康保険協会各支部長が行った健康保険の給付の処分決定に対する審査請求の対応
- この他、健康保険組合や厚生年金基金、国民年金基金などが行った処分決定に対する審査請求の対応

4 組織目標

(平成25年4月 改定)

四国厚生支局のミッション

四国厚生支局は、国民一人一人が、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与します。

項目	内容
1 【国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行する(行動指針Ⅰ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人一人が「国民目線」に立った業務運営を目指し、主体的に取り組むよう徹底する。 ・適切に業務計画を作成し、着実な進行管理を行い、迅速かつ正確な業務処理を推進する。 ・懇切丁寧な対応を徹底する。
2 【常に高い倫理観と強い責任感を持ち、法令を遵守し、公平公正に制度を運営する(行動指針Ⅱ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員としての高い倫理観と強い責任感の自覚を徹底する。 ・法令を遵守し、公正公平な指導、監督等を適切に実施する。 ・個人情報の保護及び行政文書の管理を適切に実施する。
3 【国民に対し分かりやすく情報提供を行うとともに、広く情報を収集・分析し、必要な業務の改善に繋げ、国民との信頼関係の構築を目指す(行動指針Ⅲ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・広く情報を発信するとともに、発出する文書、ホームページの掲載内容等は分かりやすいものとするよう徹底する。 ・管内の基礎データをはじめ、幅広く業務に関する情報の収集・分析を行う。 ・国民の声の把握・分析を進め、業務改善に反映させる。
4 【職員一人一人がたゆまぬ意識改革を行い、業務の改善と効率化に向けて取り組む(行動指針Ⅳ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての業務についてコスト意識の醸成を徹底する。 ・アイデア提案制度を活用し、提案内容を組織内で共有した取組を行うなど、業務改善・効率化等を推進する。
5 【職員相互に尊重・協力し合う明るい職場づくりを進め、行政サービスの一層の向上を図る(行動指針Ⅴ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内コミュニケーションの活性化を推進する。 ・育児休業の取得や年次休暇計画等に基づく休暇の取得、超過勤務の縮減等を推進する。 ・研修への参加を促進する。 ・職員の健康管理等に十分配慮し必要な支援を行うとともに、交通安全にも留意する。
6 【大規模災害への対応】	<ul style="list-style-type: none"> ・「四国東南海・南海地震対策戦略会議」への参画を通じ、四国地域の実情や課題を踏まえつつ取組むべき事項について総合的な検討等を行う。

【職員の能力向上のための取り組み】

項目	内容
人材育成・組織活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務を通じた職員の能力向上を図るとともに、研修への参加を促進する。 ・幹部会議・業務管理委員会等を開催し、情報や価値の共有化を推進する。 ・組織内コミュニケーションの活性化を推進する。
実態把握能力	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の基礎データをはじめ、幅広く業務に関する情報の収集・分析を行う。 ・国民の声の把握・分析を進め、業務改善に反映させる。 ・団体等との意見交換等を通じ、施策に係る実情を把握する。
新政策企画・立案能力	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務を通じた職員の能力向上を図るとともに、研修への参加を促進する。 ・管内の基礎データをはじめ、幅広く業務に関する情報の収集・分析を行う。 ・国民の声の把握・分析を進め、業務改善に反映させる。 ・団体等との意見交換等を通じ、施策に係る実情を把握する。
政策検証能力	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務を通じた職員の能力向上を図るとともに、研修への参加を促進する。 ・管内の基礎データをはじめ、幅広く業務に関する情報の収集・分析を行う。 ・国民の声の把握・分析を進め、業務改善に反映させる。 ・団体等との意見交換等を通じ、施策に係る実情を把握する。
コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・広く情報を発信するとともに、発出する文書、ホームページの掲載内容等は分かりやすいものとするよう徹底する。 ・会議等で若手職員が説明・報告等するよう徹底する。
コスト意識	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の作成、会議の設定等全ての業務についてコスト意識の醸成を徹底する。 ・コストについて職員への情報提供を行う。 ・アイデア提案制度を活用し、提案内容を組織内で共有した取組を行うなど、業務改善・効率化等を推進する。
業務改善能力	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の声の把握・分析を進め、業務改善に反映させる。 ・アイデア提案制度を活用し、提案内容を組織内で共有した取組を行うなど、業務改善・効率化等を推進する。
リスク対応能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法・情報公開法等の研鑽を図る。 ・四国東南海・南海地震等への対応を図るため、必要な訓練への参加や関係機関等との連絡・連携体制の構築を推進する。

5 沿革

支局の発足

平成13年1月6日

中央省庁等改革基本法により、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることとされたことから、厚生省と労働省が統合し、厚生労働省が設置されるとともに、併せて地方支分部局についても、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所をブロック単位で統合して、全国に8カ所の地方厚生（支）局が設置されました。

新しく発足した四国厚生支局の分掌する事務については、従来の四国地方医務支局及び四国地区麻薬取締官事務所の所掌事務に加え、社会保険に関する指導監督の業務等も新たに所掌に加わることとなりました。

また、組織については、麻薬取締部、総務課、社会保険課、経営指導課、企画調整課、職員課の1部5課体制となり、大幅な組織改正が図られました。

〔本省から移管された事務〕

- ・ 医師等の国家試験に関する業務
- ・ 国保の保険者・国保連合会の監督
- ・ 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金等の監督

〔旧地方医務局、旧地区麻薬取締官事務所の事務〕

- ・ 国立病院及び国立療養所に関する事務
- ・ 麻薬等の取締に関する事務

平成15年4月

補助金の移管に伴う組織細則が改められ、総務課に助成第1係、助成第2係が設置されました。

平成16年4月

旧地方医務（支）局が所管していた国立病院等に関する事務が「独立行政法人国立病院機構」に引き継がれた結果、経営指導課、職員課、企画調整課が廃止されました。

また、新たに保健衛生、福祉関係補助金等の執行を行う保健福祉課が新設され、翌17年には同課に養成施設の指導監督等の業務も新たに移管されました。

平成20年10月

社会保険庁改革に伴い、これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局に対する指導監査等の事務が移管され、医療法・健康保険法を含む総合的な医療行政を推進等することとなり、組織を再編し、管理課・医療指導課・指導監査課及び各所在県内において、保険医療機関等に対する指導監査等を実施する各県事務所（香川県を除く）が設置されました。

また、四国厚生支局の総合企画調整等を担当する企画調整課の新設のほか、保健福祉課から健康福祉課への名称変更がされました。

平成22年1月

社会保険事務局において実施されてきた年金関係業務等の移管といった組織再編がされ、年金管理課等の設置のほか、医療指導課から医療課へ名称変更がされ、現在の体制となっています。

6 所在地

高松サンポート合同庁舎

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎4階
(交通機関 JR高松駅 徒歩3分)

所属部署	電話番号	FAX番号
総務課・企画調整課	087-851-9565	087-822-6299
管理課	087-851-9501	087-822-6303
医療課	087-851-9502	087-822-6303
指導監査課	087-851-9593	087-823-8159
麻薬取締部 (「麻薬・覚せい剤」相談電話)	087-811-8910 (087-823-8800)	087-823-8810

高松シンボルタワー

〒760-0019 香川県高松市サンポート2番1号
高松シンボルタワー 9・10階
(交通機関 JR高松駅 徒歩3分)

所属部署	電話番号	FAX番号	
年金管理課	087-851-9510	087-851-9512	9階
健康福祉課	087-851-9566	087-851-9508	10階
保険年金課	087-851-9562	087-851-9577	9階
社会保険審査官	087-851-9564	087-851-9512	9階

徳島事務所

〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1-7-1
日通朝日徳島ビル5階
(交通機関 JR徳島駅 徒歩2分)

電話番号

088-602-1386

FAX番号

088-602-1672

愛媛事務所

〒790-0005 愛媛県松山市花園町3-21
朝日生命松山南堀端ビル7階
(交通機関 JR松山駅 徒歩15分
伊予鉄南堀端駅 徒歩2分)

電話番号

089-986-3156

FAX番号

089-986-3162

高知事務所

〒780-0870 高知県高知市本町1-1-3
朝日生命高知本町ビル9階
(交通機関 JR高知駅 徒歩15分
土佐電鉄堀詰駅 1分)

電話番号

088-826-3116

FAX番号

088-826-3112